

労働者側

A 依然罷業ヲ継続シ別記ニ三三ノ如キヒラニユースノ類ヲ、
作成配布シ氣勢ヲ昂ケルニ努メツ、アリ

B 十一月一日午前十時三十分争議困窮小林共三郎外五名ハ
総聯合会リ利害外一名ト共ニ工場名義人共三田四国町
ニ。國藤藤太ヲ訪ヒ争議解決促進ヲ求メテ平穩ニ辞去セ

② 事業主側 特異ノ行動ナシ
③ 交渉状況

A 十月三十日午後三時三十分ヨリ会社事務室ニ在リ

事業主側 伊勢久雄、万代、安藤西井、藪士

労働者側 高山久藏、山生、一郎外十名

ト會見シ、事業主側ヨリ、山生手當八百四十円ヲ支給ス
ルヲ以テ解決セラレ度シト求メ、労働者側ハ、解雇手

當、勤続手當ノ即時制定並ニ之ヲ全回ノ解雇者ニ適用ス
ルコトトシテ要求シ結局考慮ノ上更ニ交渉スル事ト為リ会
見ヲ了スレリ

B 十一月三日午後一時三十分三田四国町ニ。伊勢久雄方ニ於
テ、事業主側 伊勢久雄外一名

労働者側 高山久藏外二名 ト會見シ、事業主側ヨ

リ別記四ノ如キ給共規定ヲ示シ承認ヲ求メ、労働者側ハ
一先協議ノ上改メテ交渉スルコト、レ會見ヲ了スレリ

C 四日午後一時ヨリ前会所ニテ

事業主側 伊勢久雄

労働者側 高山久藏、山生、山新平外四名

ト會見シ、別記四ノ如キ労働者側ノ対策ヲ提出シ、事業
主側ニテハ考慮ノ上回答スルコト、レ會見ヲ了スレリ

右及申(通)報後也